## 行田都市計画地区計画の変更（行田市決定）

都市計画行田みなみ産業団地地区地区計画を次のように変更する。

決定告示年月日平成 年 月 日

| 名 称 |  | 行田みなみ産業団地地区計画 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 置 | 行田市大字野字高畑の全部並びに字神過，字神殿，字築道下，字真道下，字鴻巣田及び字八ツ島の一部 |
| 面 | 積 | 約 50.1 h a |
| 地区計画の目標 |  | 本地区は，「市の活力を担ら工業団地づくり」として都市計画マスタープランに位置付けられており，行田市の最南端に位置し，市街地から直線で約 5.5 km ，J R 高崎線北鴻巣駅から約 1.2 km ，吹上駅から約 3.0 km に位置する工業団地である。地区内に は，国道 17 号熊谷バイパスが通過しており，東松山 I．C まで 24 km ，加須 I．C まで 20 km の位置にある。 <br> 首都圏外縁部としての立地優位性を生かした企業集積を積極的に展開し，隣接す る市街化調整区域の既存の工場を含め，周辺の生活環境及び自然環境との調和を図 りながら，地域に開かれた工業団地とするために，工業系用途の誘導を図るととも に，工場で製造した製品の直売施設を設けた施設の立地を図り，市の活力を担う工業団地づくりを目標とする。 |
| $\begin{aligned} & \text { 区 } \\ & \text { 域 } \\ & \text { 整 } \\ & \text { 備 } \\ & \text { 閶 } \\ & \text { 発 } \end{aligned}$ | 土地利用の方針 | 土地利用の方針については，一体的な土地利用を形成している隣接する市街化調整区域を含め，適正な建物用途の誘導により生産及び流通業務活動環境の向上を図 るとともに積極的な緑化を推進し，周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図り，地区内の道路，公園及び緑地等の公共施設の機能が損なわれないよう，維持•保全を図る。 <br> また，地区中央部については，地域に開かれた賑わいのある工業団地環境の形成 を図る。 |
| 保 全 に 関 等 る 方 針 | 建築物等の整備の方針 | 建築物等の整備の方針については，土地利用の方針に基づく地区区分に合わせ以下の建築物等の規制誘導を行い，良好な生産環境と整然とした街並みの誘導を図る。 <br> 1．建築物等の用途の制限 <br> 2．建築物の敷地面積の最低限度 <br> 3．壁面の位置の制限 <br> 4．垣又はさくの構造の制限 |




| 地 | 建 | 地区 <br> の <br> 区分 | 区分の名称 | A地区 <br> （工業専用地域） | B 地区 （工業専用地域） | C 地区 <br> （工業専用地域） | D地区 （工業地域） | E地区 <br> （市街隹調整区域） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 区分の 面積 | 約 29.6 ha | 約 4.5 ha | 約 1.2 ha | 約 11.3 h a | 約 3.5 ha |
| 区 | $\begin{aligned} & \text { 築 } \\ & \text { 物 } \end{aligned}$ | 建築物の敷地面積の最低限度 |  | 3， $000 \mathrm{~m}^{2}$ | 1，000 m ${ }^{2}$ | － | 1， $000 \mathrm{~m}^{2}$ | 3， $000 \mathrm{~m}^{2}$ |
| 整 備 詸 計 画 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { に } \\ \text { 関 } \\ \text { す } \\ \text { る } \\ \text { 事 } \\ \text { 項 } \end{array}$ | 壁面の位置の制限 |  | 建築物の外壁若しくはこ れに代わる柱の面から，道路境界線までの距離は 4 m 以上，隣地境界線及び緩衝緑地帯境界線までの距離は 2 m以上としなければならない。 |  | － | 建築物の外壁若しくはこ れに代わる柱の面から，道路境界線までの距離は 4 m 以上，隣地境界線及び緩衝緑地帯境界線までの距離は 2 m以上としなければならない。 |  |
|  |  | 垣又はさくの構造の制限 |  | 道路境界に面して設置する垣又はさくは，原則として見通しのきく金属フ ェンス，生垣その他これらに類するものとし，垣又はさくの高さは道路から 2 m 以下とし，基礎の高さは敷地地盤面から 0.6 m 以下とする。 <br> ただし，生垣を設置する場合は，この限りではない。 |  |  |  |  |
| 備 |  |  |  |  |  |  |  |  |

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」
理 由 工業団地造成事業により整備された区域と，これと一体的な土地利用を形成している市街化調整区域について，建築物の適切且つきめ細やかな誘導を図り，土地利用において計画的に良好な環境を創出するため。

